

のびのび通信

令和2年6月30日
秋田大学教育文化学部附属小学校「いじめ防止対策委員会」発行

いじめ防止に関する取組について

特別日課での通常登校が始まって、1か月が経とうとしています。感染症予防に配慮しながらも、学習や係・当番活動にも意欲的に取り組んでいるはとの子の姿を見て、頼もしく感じています。

さて、今回は、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な取組についてお知らせします。

本校におけるいじめ防止に関する取組 「秋田大学教育文化学部附属小学校 いじめ防止基本方針」より

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを目指して、全ての教育活動を通じた道徳教育及び特別活動の充実に努める。
- ② 自己指導能力の向上がいじめの防止に資すると考え、生徒指導の3つの留意することとされている「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」の要素を盛り込んだ授業実践を推進する。
- ③ いじめを防止することの重要性に関する職員の理解を深めるために、いじめ防止に関する校内研修を実施する。
- ④ いじめを防止することの重要性に関する保護者の理解を深めるため、いじめ防止に関する本校の方針をPTAで紹介したり、学校報で伝えたりする。
- ⑤ 児童及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止することができるように、情報モラルに関する児童への指導や保護者への啓発を行う。
- ⑥ 学校職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう、日々の指導の在り方に細心の注意を払う。

その他、いじめの早期発見のための取組として、全児童を対象とした「学校生活アンケート調査」を年に2回（6月・11月）実施し、子どもたちやクラスの実態把握を行います。アンケートを実施した後、全ての児童と担任が改めて学校生活の中での様子を対話して確認していきます。また、アンケートを実施する6月・11月を「いじめ防止対策強調月間」として、各教科等の学習内容や学級活動などいじめ防止と関連させた取組を重点的に行っています。

* 生徒指導の3つの留意する点

